

## 東大阪市教育委員会社会教育部の所管に属する審議会等の会議の公開に関する指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、東大阪市教育委員会社会教育部の所管に属する審議会等の会議の透明かつ公正な会議の運営を図り、社会教育に対する市民の理解を深め、もって社会教育の一層の推進を図るために、会議の公開に関し必要な事項を定める。

### (対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもので、教育委員会社会教育部の所管に属するもの（以下、「審議会等」という。）の会議とする。

### (会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合

### (公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、審議会等の長が決定する。

### (会議開催の周知)

第5条 会議の開催は、事前に、次に掲げる事項を本市のウェブサイト等に掲載し、市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等、やむを得ない場合はこの限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び場所

(3) 議題

(4) 傍聴の定員

(5) 傍聴の手続き

(6) 問合せ先

### (傍聴の定員)

第6条 傍聴の定員は、5名以内とし、会議の開催する会場の規模等を考慮し審議会等の

長が決定する。

(傍聴の手続き)

第7条 傍聴の手続きは、次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 会議の7日前までに、傍聴申込書(様式1)をメール、ファクス又は郵送で提出すること。

(2) 傍聴決定者には、特に通知をしない。ただし、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定し、抽選にもれた傍聴希望者にはメール、ファクス又は電話で通知する。

(3) 傍聴決定者は会場受付で傍聴受付簿(様式2)に氏名等を記入する。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、私語、拍手等をしてはならない。

2 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

(1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

(2) 飲食、喫煙、及び酒気を帯びていると認められる者

(3) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(議事録要旨の公開)

第9条 公開した会議の議事録要旨は、本市のウェブサイトに掲載するものとする。

(その他)

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は別表第1に定める。

附 則

この指針は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月14日から施行する。